

ヤンバルテナガコガネをとらないで！

ヤンバルテナガコガネの捕獲、購入等はしないでください。

**密猟防止のため、やんばるの森で
不審な人物、車両を見かけた方は下記までご連絡をお願いします。**

警察 110番

環境省やんばる野生生物保護センター 0980-50-1025
林野庁沖縄森林管理署 050-3160-6260
沖縄県教育庁文化財課 098-866-2731

ヤンバルテナガコガネは沖縄島北部だけに生息する日本最大の甲虫ですが、生息地の減少や密猟等により絶滅が危惧されています。

密猟者により樹木に足場となるクギをうちつけられ、ひどい場合は樹木を伐採されることもあるため、生息地の環境への影響も懸念されています。

1983 発見

1984 新種として記載

沖縄県指定天然記念物（沖縄県文化財保護条例）に指定

1985 国指定天然記念物（文化財保護法）に指定

1996 国内希少野生動植物種（種の保存法）に指定



ヤンバルテナガコガネの雄
平成9年の保護個体（放虫時）

天然記念物の現状変更（捕獲等）は文化財保護法で禁止されており、違反すると5年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されます。

国内希少野生動植物種の捕獲、譲渡し、輸出入等は種の保存法で禁止されており、違反すると5年以下の懲役（個人）又は500万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）が科されます。

■外国産昆虫類 すてないで にがさないで

近年、海外からカブトムシ等の昆虫が大量に輸入されています。ペットとして輸入された昆虫が野外に拡散した場合、生息地を巡る競合や疾病により在来の昆虫が絶滅する可能性があります。また遺伝的に近縁な種であった場合、在来種の遺伝的攪乱も懸念されます。

一部の外国産昆虫の輸入は植物防疫法の違反にあたる他、外国産テナガコガネについては「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づき、特定外来生物に指定されています。特定外来生物は、輸入、飼育、保管、運搬、譲渡し、野外に放つこと等が禁止されています。違反した場合、最高で個人の場合3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科されます。

沖縄県警察本部

環境省那覇自然環境事務所・林野庁沖縄森林管理署
沖縄県教育庁文化財課・沖縄県環境生活部自然保護課